

逗子市立地適正化計画

【概要版】

2024年（令和6年）3月

逗子市

目 次

1. 立地適正化計画とは	1
2. 市のまちづくりの課題	3
3. 立地の適正化に関する基本的な方針	5
4. 防災に関する基本的な方針	5
5. 居住誘導区域	6
6. 都市機能誘導区域	8
7. 誘導施設	10
8. 誘導施策及び防災施策	11
9. 計画の推進	14
10. 届出制度	15

1. 立地適正化計画とは

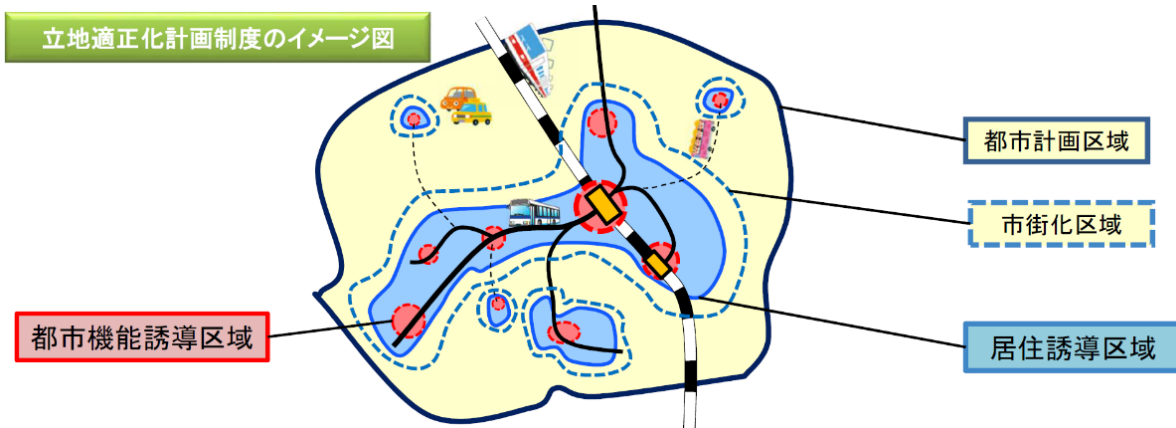
■立地適正化計画の概要

急激な人口減少・高齢化、市街地の拡散等による人口密度の低下等を背景に2014年（平成26年）8月、都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画が制度化されました（都市再生特別措置法第81条）。立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造形成に向けた具体的な取組みを推進する計画です。

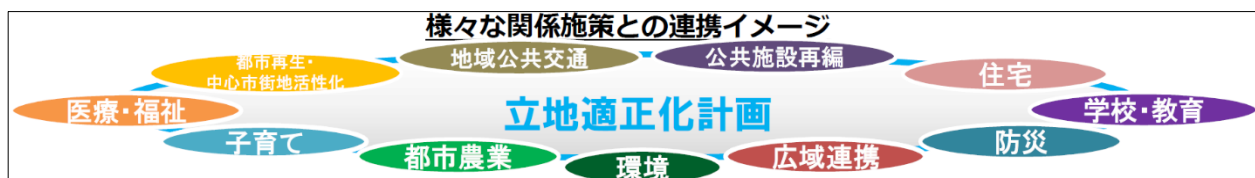
立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡した「都市計画マスタープラン」の高度化版であるとともに、将来目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いも持ちます。また、2019年度（令和元年度）には近年頻発化・激甚化する自然災害を背景に、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画において防災対策及び安全確保施策等を定める防災指針の作成が義務付けられました。

立地適正化計画の計画範囲は、基本的に都市計画区域全域となります。

都市機能誘導区域 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 都市機能誘導区域の設定にあたっては、区域ごとに、都市機能の増進に寄与する施設（医療施設、保育施設、行政施設、商業施設等）として「誘導施設」の設定が必要
居住誘導区域 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
防災指針 まちづくりにおける防災・減災の主流化に向け、災害リスクの分析・課題抽出を通じた防災・減災対策を位置付ける指針

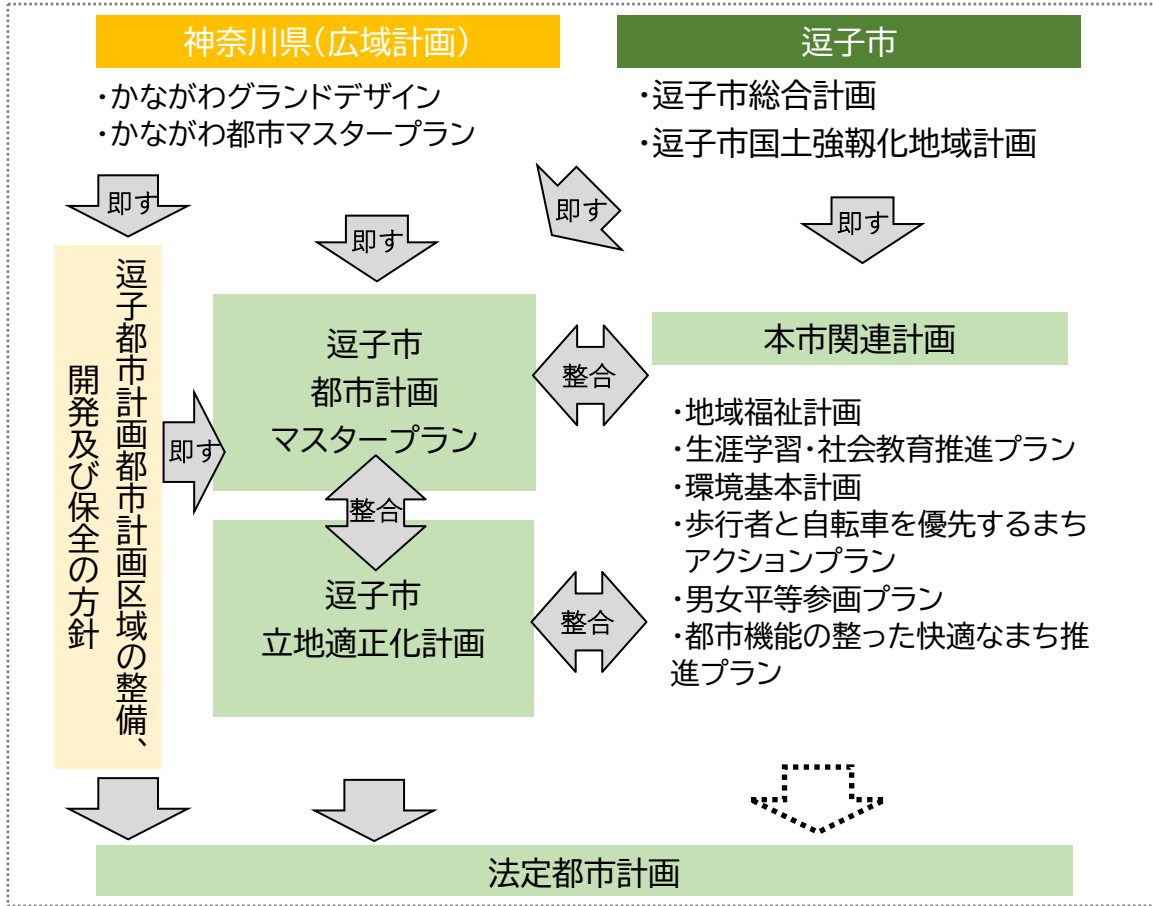


立地適正化計画における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造形成に向けては、公共交通の充実、防災、公共施設の再編、医療・福祉、中心市街地活性化等のまちづくりに関わる様々な施策と連携を図り、それらの関係施策・計画との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要です。



■計画の位置づけ

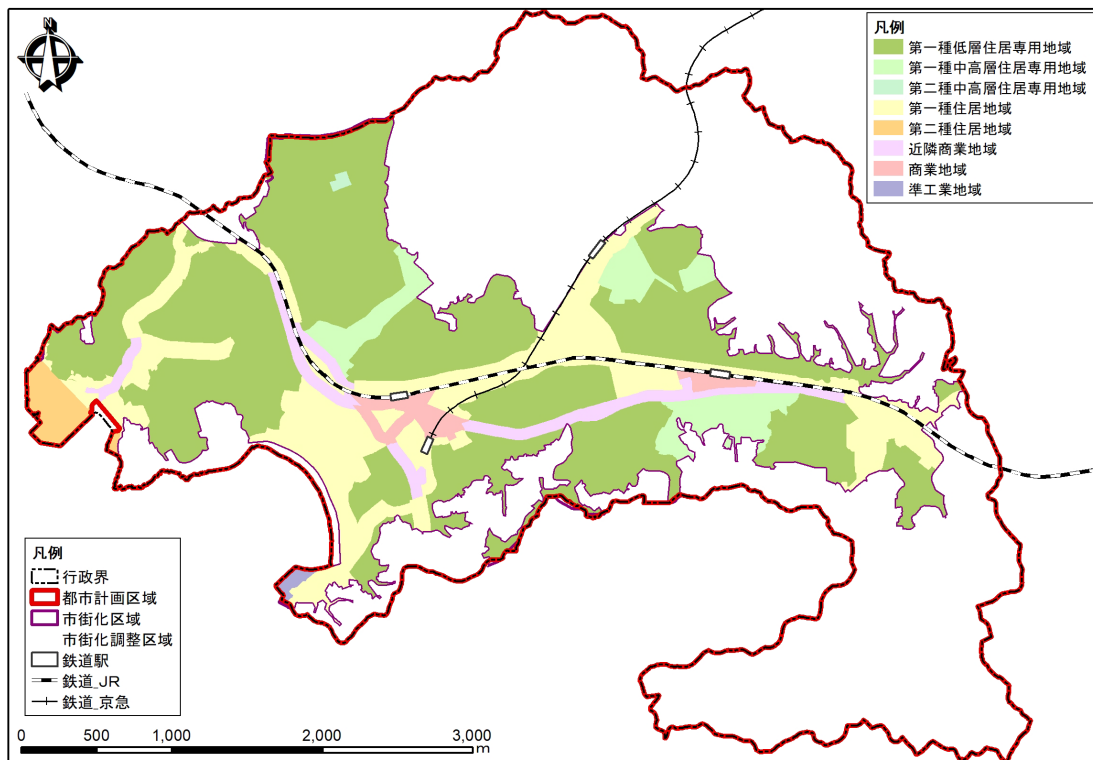
本計画は、都市再生特別措置法第 82 条により都市計画マスタープランの一部とみなされます。



■計画期間と対象範囲

本計画は、都市計画マスタープランの高度化版として検討を行うため、計画期間は都市計画マスタープランと同様に概ね 20 年後の 2045 年度(令和 27 年度)とします。

本計画の対象範囲は、都市再生特別措置法の規定に基づき、都市計画区域内において定めます。



2. 市のまちづくりの課題

現状を踏まえた本市の課題を以下に示します。コンパクトシティ形成に向けた取組みについては、都市全体の観点から、「都市機能」「居住（生活環境）」「公共交通」の充実が必要であり、課題は、これらの分類に応じ整理します。

■都市機能

課題
<ul style="list-style-type: none">・ JR 逗子駅周辺は、市の中心地としての魅力・求心力向上のため、駅周辺の拠点機能を維持し、市街地の魅力を高める施策や低未利用地の利活用に向けた取組みの検討が求められる・ 日常生活の利便性向上のため、徒歩・公共交通利用を考慮した誰もが利用しやすい施設の維持・誘導が求められる・ 持続的な行財政運営を支えるまちづくりが求められる・ アンケート調査において、都市機能の立地を誘導していく区域として、「公共交通が充実しており、市内各所から行きやすい場所」、「市役所やコミュニティセンターがあり、地域の中心となっている場所」の順に高くなっており、駅周辺や地域の中心地に都市機能を誘導していくことが求められる

■居住（生活環境）

課題
<ul style="list-style-type: none">・ 誰もが健康的に暮らしやすい、住みたくなる市街地づくりが求められる・ 日常生活に必要な機能の維持等のため、一定の人口密度の維持が求められる・ 整備された都市計画道路、都市公園等都市インフラの老朽化が急速に進行しており、計画的な改修、更新を進める必要がある・ 魅力・にぎわい向上を図るため、空き家の利活用に向けた取組みが求められる・ アンケート調査において、居住を誘導していく区域として、「日常的な買い物ができるところが近い場所」、「公共交通が便利な場所」、「災害の危険性が低い場所」の順に高くなっており、買い物や公共交通に便利で、災害危険性の低い地域に居住を誘導していくことが求められる

■公共交通

課題
<ul style="list-style-type: none">・ アンケート調査において、週一回以上公共交通を利用する割合が5割を超えること、また、公共交通の利便性を高める取組みとして、「鉄道・バスの利便性の向上（路線・運行本数・運行時間の改善）」が最も重要となっており、公共交通の確保・維持が求められる。特に、バスの利用者割合が減少傾向にあることから、バスの利便性向上が求められる・ 公共交通の利便性を高める取組みとして、鉄道・バスの利便性向上に次いで、「駅・バス停周辺の駐車場・駐輪場の整備」が重要となっており、交通結節点の環境整備が求められる・ 市街化区域縁辺部を中心にバス停等から距離のある地域が存在しており、最寄りのバス停までのアクセス改善が求められる・ バス停上屋の設置は、発着バス停以外の設置が少ないことから、主要バス停におけるバス待ち環境の改善が求められる・ JR 逗子駅周辺において歩行者交通量が多く、駅周辺の歩行空間の拡充が求められる

災害に関する現状を踏まえた本市の課題を以下に示します。

■津波

課題

- ・海岸保全施設等の整備による災害リスクの低減が求められる
- ・対策本部拠点施設や一般避難所において、災害時の機能強化などのリスク低減対策が求められる
- ・福祉施設（要配慮者利用施設）は、災害時の避難体制の確保などのリスク低減が求められる
- ・指定緊急避難場所、避難路等の把握促進などの防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促す取組みが求められる

■洪水

課題

- ・河川等整備による災害リスクの低減が求められる
- ・一般避難所と指定緊急避難場所の両機能を併せ持つ施設について、災害時の機能強化が求められる
- ・福祉施設（要配慮者利用施設）について、災害時の避難体制の確保などのリスク低減が求められる
- ・指定緊急避難場所、避難路等の把握促進などの防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促す取組みが求められる

■高潮

課題

- ・災害の防止や被害の軽減を図るために、日頃からの安全性の確認や必要に応じた対策工事等が求められる

■土砂災害

課題

- ・開発の制限などリスク回避への対応が求められる
- ・土砂災害対策工事による安全確保、リスク低減が求められる
- ・災害時の避難行動の安全性確保や避難路の確保・見直しが求められる

■地震

課題

- ・建物の倒壊対策など、予防措置によるリスク低減が求められる
- ・避難経路・指定避難所等の把握促進などの防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促す取組みが求められる

■共通

課題

- ・災害時の機能確保や早期復旧に向けた事前復興策等の検討が求められる

3. 立地の適正化に関する基本的な方針

■まちづくり方針の設定

本市において、人口減少と年齢構成のバランスが悪化する中で、持続可能な都市を構築するためには、拠点機能が集約され、都市の将来を担う子ども・子育て世代が暮らしやすく、また、高齢者が安心して暮らせるまちづくりと、それを支える形で公共交通が維持され、誰もが移動しやすいまちづくりが必要です。

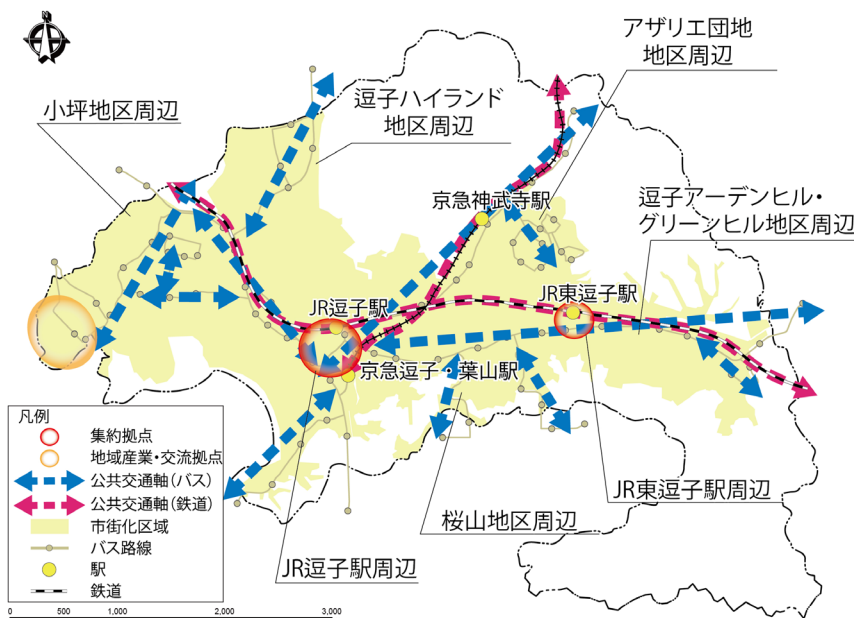
このため、これらを踏まえた「都市機能、居住（生活環境）、公共交通」の課題解決に向けたまちづくり方針を次のように設定します。

基本方針1：拠点機能が集約された魅力あるまち

基本方針2：生活環境が維持された暮らしやすいまち

基本方針3：公共交通が維持された誰もが移動しやすいまち

■目指すべき都市の骨格構造



集約拠点	JR 逗子駅及び京急逗子・葉山駅周辺では津波対策、JR 東逗子駅周辺では土砂災害対策をはじめとした安全性を確保しつつ、商業・業務や公共公益機能の集積を図る集約拠点を形成する。また、集約拠点周辺への居住集約を図る。
基幹的な公共交通軸	コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指す中、集約拠点を中心に、都市的土地利用ゾーン及び高台住宅団地ゾーンを結ぶ都市軸で、将来にわたり、一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する、基幹的公共交通軸を設定する。

4. 防災に関する基本的な方針

本市は、田越川による河川洪水や津波・高潮による浸水のおそれが、市街地の広範囲で懸念されます。また、山地・丘陵地周辺における土砂災害警戒区域などでは、集中豪雨や地震をきっかけにいつ災害が発生し、人命や財産に危険が及ぶか分かりません。

そのため、防災まちづくりに向けては、施設整備やリスク分析を踏まえた地域単位での災害リスクの認識共有など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策が重要です。

本市では、逗子市国土強靱化地域計画や逗子市地域防災計画、逗子市都市計画マスタープランと整合を図り、各種の災害リスクを低減、回避し、「安全・安心に暮らせる」ことを目的に防災まちづくり方針を次のように設定します。

基本方針：市民が安全・安心に暮らせる災害に強いまち

5. 居住誘導区域

■居住に関する誘導方針（ストーリー）

人口や生活利便施設が集積している生活利便性の高いエリアについて、緩やかな居住誘導を図るため、コワーキングスペースなど新しい就業の形に対応した働く場の確保、空き家を移住・住み替えの受け皿としての活用検討、バリアフリーの推進による歩行環境の向上に取り組む、誰もが快適に住み続けられる暮らしやすい住環境を提供します。

■逗子市の居住誘導区域の設定の考え方

区域設定の考え方【STEP1-①】 将来的に人口密度が一定程度確保され、公共交通利用に支障がない区域

人口密度が将来的にも人口集中地区（DID）設定の基準である40人/haを超える、若しくは、公共交通利用に支障がない区域を設定する。

区域設定の考え方【STEP1-②】 新たな公共投資を必要としない居住環境の整った区域

新たな公共投資を必要としない居住環境が整った、将来にわたって居住を促進する区域を設定する。良好な居住環境の形成を目的とした地区計画、建築協定及び景観協定を定めている区域を対象とする。

区域設定の考え方【STEP2】 災害危険区域等の災害リスクが高い地域を除く区域

以下に示す「居住誘導区域に含まないこととされている」災害リスクが高い地域を除いた区域を基本に設定する。

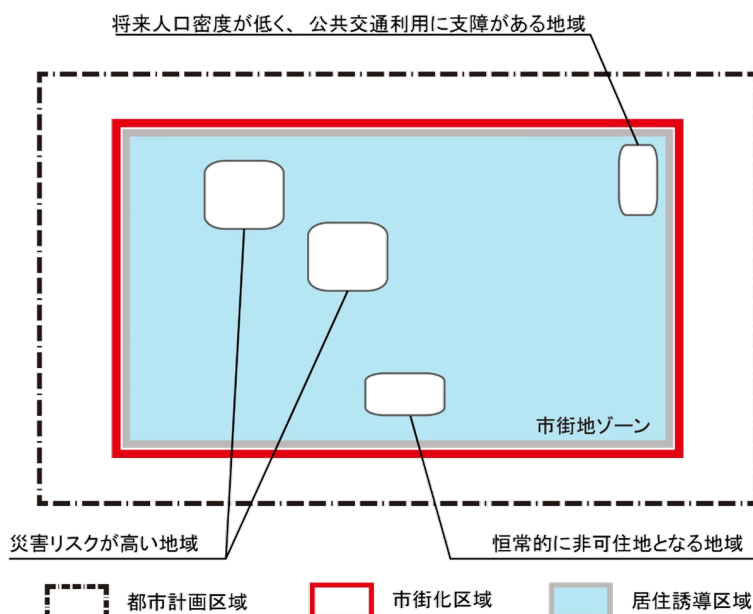
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

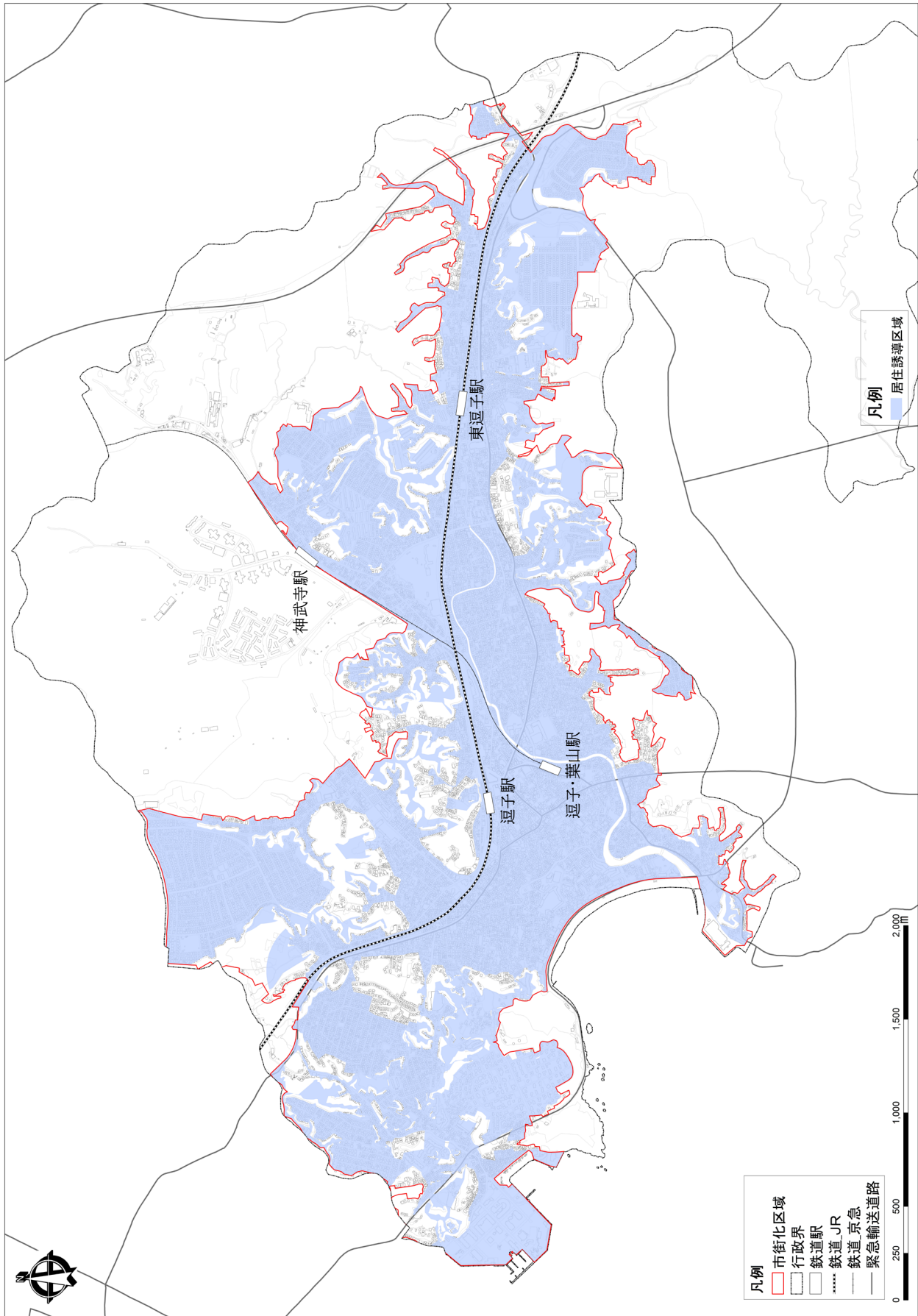
区域設定の考え方【STEP3】 恒常的に非可住地としての土地利用を除く区域

河川区域や、公共施設用地等の、恒常的に非可住地として土地利用がなされる地域を除いた区域を設定する。

居住誘導区域のイメージ



■居住誘導区域の設定



居住誘導区域から除外した土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等において、対策工事の実施等により当該区域の安全性が確保された際、他の区域除外の考え方の視点に該当しない箇所については、居住誘導区域内とします。

6. 都市機能誘導区域

■都市機能に関する誘導方針（ストーリー）

集約拠点と位置づけられる JR 逗子駅及び京急逗子・葉山駅・JR 東逗子駅周辺は市全体をけん引する拠点として、駅前の回遊性の向上、市民のニーズを捉えた都市機能の誘導、公共施設の再編による機能の集約等により、都市の魅力・求心力の維持・向上を図ります。

特に、JR 逗子駅周辺は本市の中心市街地としてふさわしい活力とにぎわいを創出し、市内だけでなく、市外からの訪問者を増やし、訪れたい・住みたいまちにしていきます。

■逗子市の都市機能誘導区域の設定の考え方

区域設定の考え方【STEP1】 集約拠点

集約拠点である JR 逗子駅及び京急逗子・葉山駅周辺、JR 東逗子駅周辺の区域を基本に設定する。

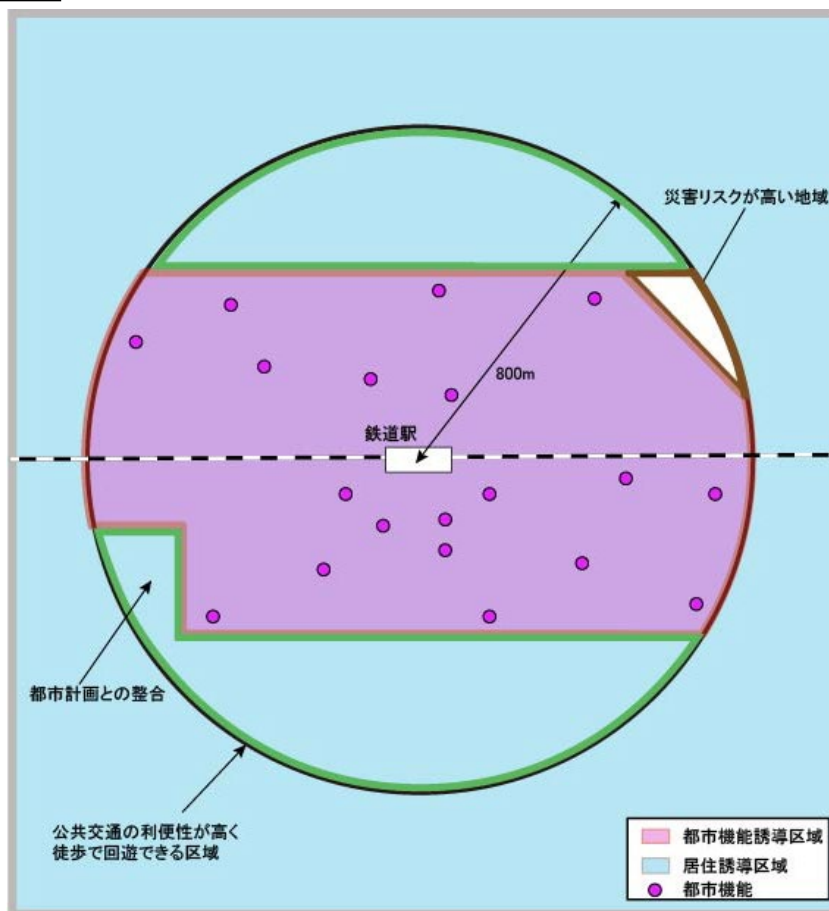
区域設定の考え方【STEP2】 公共交通の利便性が高く徒歩で回遊できる区域

集約拠点の鉄道駅から 800m の区域に設定する。

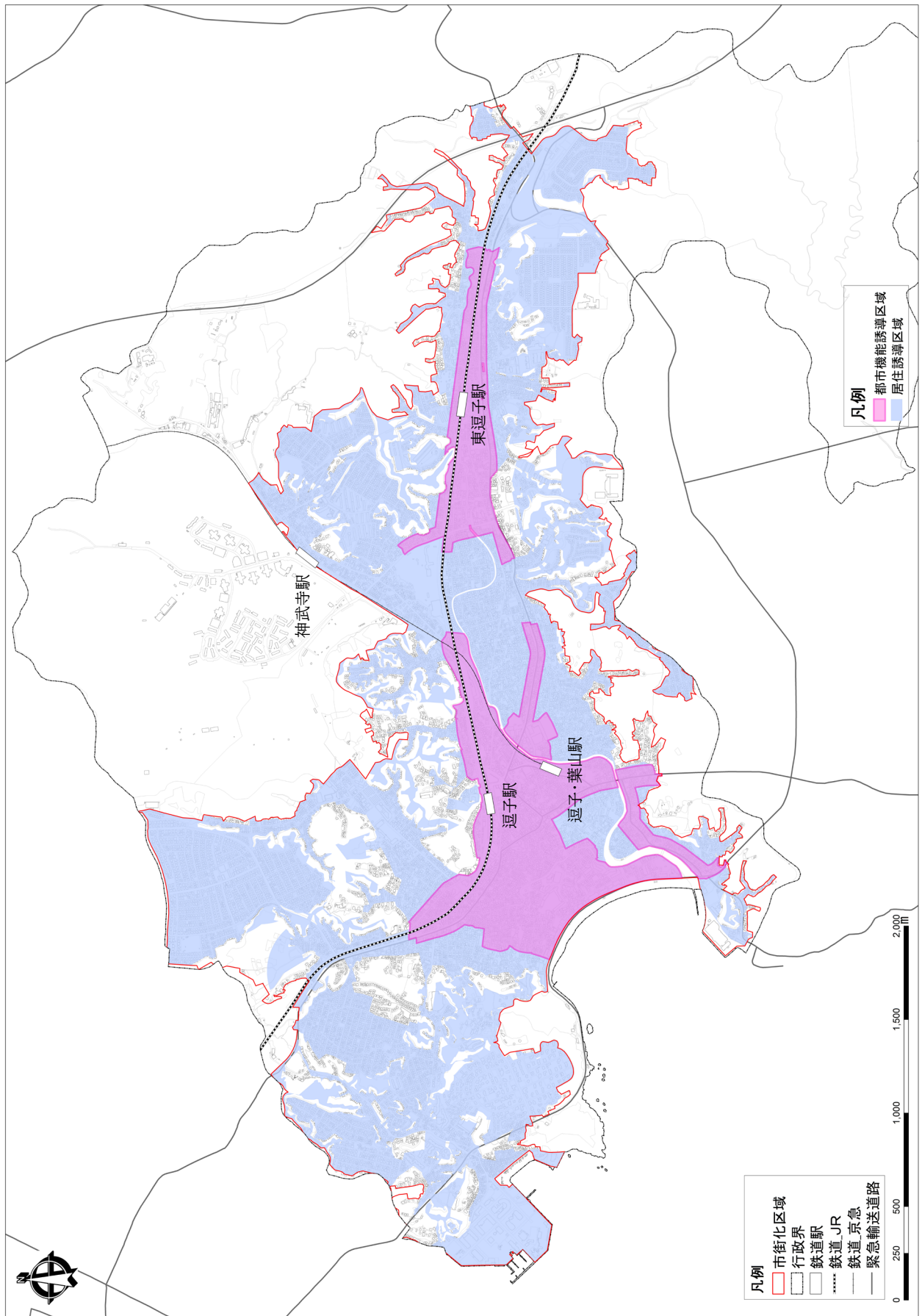
区域設定の考え方【STEP3】 都市計画・居住誘導区域との整合

用途地域を考慮し、都市機能の誘導の妨げとならないような区域（住居専用地域を除く）を基本に、居住誘導区域の中に設定する。

都市機能誘導区域のイメージ



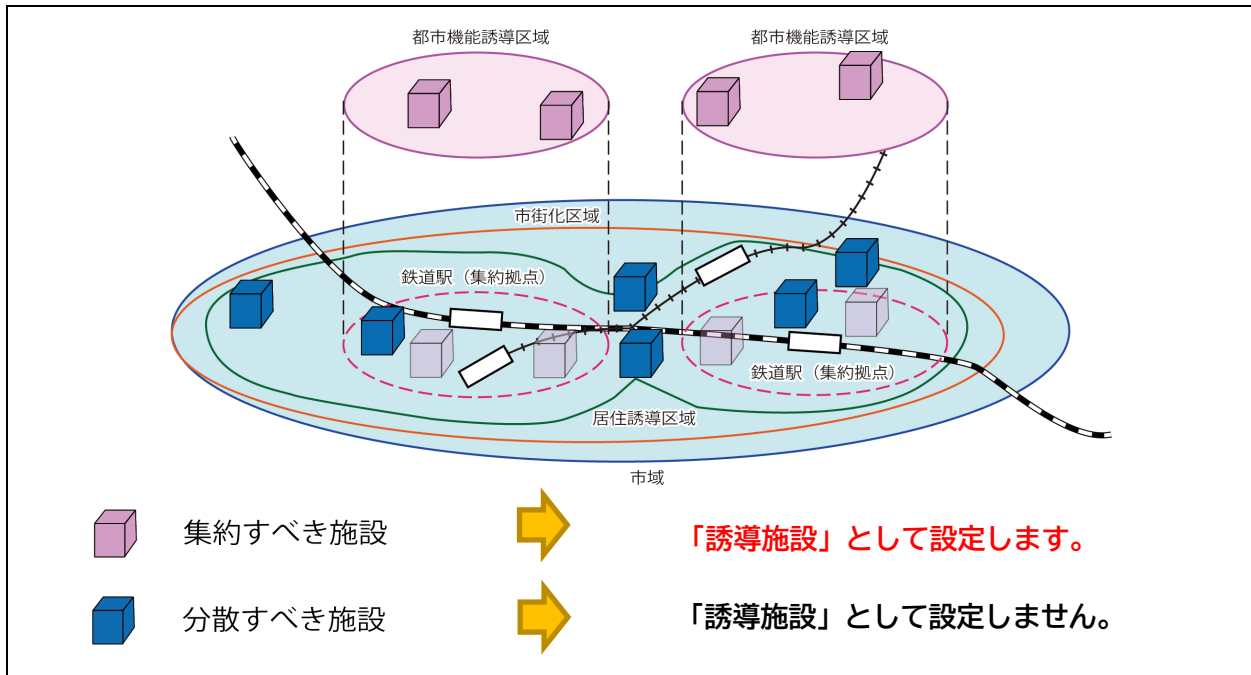
■都市機能誘導区域の設定



7. 誘導施設

誘導施設の設定では、「**集約拠点（都市機能誘導区域）**」に集積していることが望ましい施設（**集約すべき施設**）」と、必ずしも集約拠点に集約するのではなく、拠点内も含め、日常生活を支える上で「**地域に分散していた方が利用しやすい施設（分散すべき施設）**」に分類し、「集約すべき施設」を誘導施設として設定します。

なお、地域特性を踏まえ、集約拠点である JR 逗子駅及び京急逗子・葉山駅周辺と JR 東逗子駅周辺ごとに、集約すべき施設を設定します。



都市機能誘導区域に集約すべき誘導施設について、集約拠点ごとの都市機能誘導の考え方を踏まえ、以下のとおり整理しました。

機能	集約すべき施設（誘導施設）	都市機能誘導区域	
		JR 逗子駅及び京急逗子・葉山駅周辺	JR 東逗子駅周辺
行政機能	市役所	●	—
	福祉会館	—	○
子育て機能	子育て支援センター	—	○
商業機能	大規模小売店舗（1,000 m ² 超）	●	●
金融機能	銀行・信用金庫・信用組合	●	—
教育・文化機能	図書館	●	○
	文化会館	●	—
	生涯学習センター・市民活動センター	●	—

【集約すべき施設（誘導施設）の分類】

- ：誘導施設に設定する（当該都市機能誘導区域内に既に立地している施設の維持・充実を図る）
- ：誘導施設に設定する（当該都市機能誘導区域内に立地していないため、新規誘導を図る）
- ：誘導施設に設定しない

8. 誘導施策及び防災施策

まちづくり方針の実現に向けて、誘導方針（ストーリー）を踏まえた都市機能誘導、居住誘導、公共交通の視点から誘導施策を設定します。

■都市機能誘導に関する施策

基本方針	施策	施策体系
誘導方針1 本市の集約拠点としての魅力・求心力を維持・向上する	施策1- (1) 都市の魅力・求心力の維持・向上	市民のニーズを捉えた都市機能の誘導・集約化 駅前商業地の形成
	施策1- (2) JR 逗子駅周辺において、中心市街地としてふさわしい活力とにぎわいの創出	歩いて楽しむことができる商業地の形成 商店街等と連携したにぎわいの創出

■居住誘導に関する施策

基本方針	施策	施策体系
誘導方針2 住宅地の魅力を維持し、多様な暮らしの場を提供する	施策2- (1) 多様な暮らしの場の提供	新しいライフスタイルに対応する環境形成
	施策2- (2) 誰もが快適に住み続けられる暮らしやすい住環境の提供	高台の住宅団地における生活利便性・安全性の向上
	施策2- (3) 住宅地としての魅力・にぎわい向上を図るための空き家の利活用	空き家の適正管理と活用 空き家・空き地を活用したコミュニティの場の形成

■公共交通に関する施策

基本方針	施策	施策体系
誘導方針3 集約拠点と郊外住宅団地を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークを維持する	施策3- (1) バスの定時性、速達性及び利便性の向上	鉄道駅までのバス路線の維持及び強化
	施策3- (2) バス停等から距離のある地域での移動手手段の確保	乗合タクシー・新たなモビリティサービスの導入検討
	施策3- (3) 交通結節点の環境整備	主要バス停におけるバス待ち環境の改善・整備（上屋・ベンチ等）
	施策3- (4) 駅周辺の歩行空間の拡充	逗子駅周辺の歩行空間の再整備 駅周辺の歩行者デッキ設置による歩行者動線の確保

■防災の取組方針

防災まちづくりの方針の実現に向けて、リスク回避（立地規制、移転促進など）、リスク低減（ハード、ソフトの防災・減災対策）の視点から防災の取組方針に基づく施策とスケジュールを次ページのように設定します。

項目		取組方針 (●リスク回避、○リスク低減)
津波	浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の代替施設の機能の確保を図ります。 ②海岸保全施設等の整備による災害リスクの低減に努めます。 ③自主防災組織等と連携した高台への避難対策等を推進します。
洪水	浸水想定区域	④河川等の整備による災害リスクの低減に努めます。
	高潮	⑤海岸保全施設等の整備による災害リスクの低減に努めます。
土砂災害	【土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）】	<ul style="list-style-type: none"> ⑥市街化区域では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は居住誘導区域からの除外を基本とし、届出制度に基づく住宅の立地を誘導します。 ⑦土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条に基づく「移転等の勧告」を、必要に応じて活用します。 ⑧安全性、利便性を考慮した居住誘導に係る移転費用等の支援を検討します。
	【居住誘導区域内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）他※】	⑨急傾斜地崩壊防止工事等の土砂災害防止施設等の整備による災害リスクの低減に努めます。
	地震	<ul style="list-style-type: none"> ⑩指定緊急避難場所、避難路等の整備による災害リスクの低減に努めます。 ⑪住宅・建築物等の耐震化を促進します。
共通	避難	<ul style="list-style-type: none"> ⑫適切な情報発信により市民等の防災意識向上を図ります。 ⑬情報伝達手段の確保による避難行動の円滑化を図ります。 ⑭一般避難所や福祉避難所の安全性を確保し、不足している機能等の確保による受け入れ環境の充実に努めます。 ⑮福祉避難所における要配慮者等の受け入れ環境の充実に努めます。 ⑯自主防災組織等との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実に努めます。
	緊急輸送道路	⑰大規模自然災害が発生した際に必要不可欠となる道路ネットワークの確保に努めます。

※【居住誘導区域内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）及び居住誘導区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路等のインフラ・ライフラインが保全対象に含まれる土砂災害警戒区域】

■防災の取組方針に基づく施策とスケジュール

取組施策 (◆：ハード施策 ◇：ソフト施策) (●・○：対応する取組方針(前ページ)の番号)		実施主体	項目					スケジュール		
			津波	洪水	高潮	土砂災害	地震	(5年程度) 短期	(10年程度) 中期	(20年程度) 長期
リスク回避	◇居住誘導区域の見直し ⑥	市				○		→	→	→
	◇土砂災害特別警戒区域等から居住誘導区域への移転に対する施策(土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用) ⑦	県市				○		→	→	→
	◆災害対策本部の代替施設の機能の確保 ①	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	◇安全な地域への移住促進の検討 ⑥, ⑧	市				○		→	→	→
基盤・施設等の整備										
リスク低減	◆◇避難路等指定緊急避難場所の確保 ⑩, ⑭	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	◆◇交通インフラの確保 ⑰ ・道路施設の老朽化対策 ・ブロック塀の点検等の普及啓発等	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	◇防災行政無線等による情報伝達手段の確保 ⑬	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	◇津波災害に対し、地区単位での総合的な防災・減災対策の推進 ③	市	○					→	→	→
	◆河川等の整備 ④	県市		○				→	→	→
	◆海岸保全施設等の整備②, ⑤	県市	○		○			→	→	→
	◆急傾斜地崩壊対策事業等による対策 ⑨	県				○		→	→	→
	◆木造住宅耐震診断・耐震補強工事等の補助 ⑪	市					○	→	→	→
「自助」・「共助」の促進										
リスク低減	◇ハザードマップ等の更新・周知 ⑫	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	◇市民等の防災意識の向上 ③, ⑫	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	◇避難行動要支援者等への支援 ⑭, ⑮, ⑯	市	○	○	○	○	○	→	→	→
	◇自主防災組織等との連携を通じた地域コミュニティの防災体制の充実 ⑯	市	○	○	○	○	○	→	→	→

9. 計画の推進

■定量的な目標値の設定

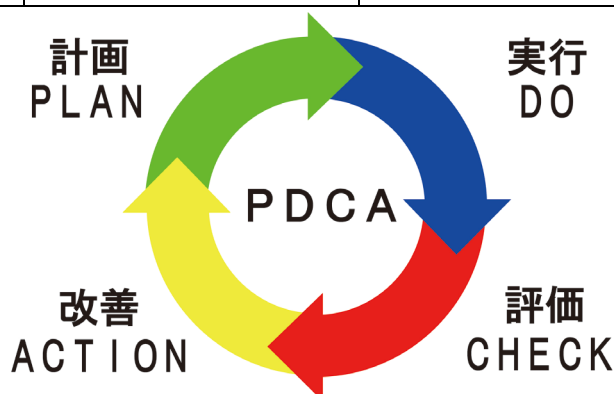
まちづくりの方針、防災まちづくりの方針を踏まえて、「都市機能」「居住（生活環境）」「公共交通」「防災」に関する目標値と期待される効果について以下のとおり設定します。

立地適正化計画は、20年後の長期的な視点に基づき計画を立案しますが、進捗管理にあたっては、概ね5年ごとに、誘導施策等の進捗状況の評価・検証を行います。また、施策推進においてある程度の見通しが立つ中間時点での目標値を設定し、中期的なスパンでの具体的取組みについて進行管理を行い、20年後の目標年次に向けて継続的な取組みを行っていきます。

都市機能	目標指標	現状値 2023年度(令和5年度)	目標値 2035年度(令和17年度)
	都市機能誘導区域内の誘導施設数 (複数施設がある場合は機能を計上する)	12	12 (維持)
	目標指標	現状値 2023年度(令和5年度)	目標値 2035年度(令和17年度)
	歩行者空間の移動快適性(%) ※ ※アンケート調査における歩行者空間が「歩きやすい」と感じる人の割合	56	70以上 (増加)
居住 (生活環境)	目標指標	現状値 2020年度(令和2年度)	目標値 2035年度(令和17年度)
	居住誘導区域内の人口密度(人/ha)	83.9	83.9 (維持)
	目標指標	現状値 2022年度(令和4年度)	目標値 2035年度(令和17年度)
	定住意向のある市民割合(%)	82.5	82.5以上 (増加)
公共交通	目標指標	現状値 2020年度(令和2年度)	目標値 2035年度(令和17年度)
	基幹的公共交通路線の徒歩圏(鉄道駅から800m、バス停から300m) 人口カバー率(%)	92.0	92.0以上 (増加)
防災	目標指標	現状値 2020年度(令和2年度)	目標値 2035年度(令和17年度)
	市街化区域での土砂災害レッドゾーン内の居住人口割合(%)	10.2	10.2未満 (減少)
	目標指標	現状値 2022年度(令和4年度)	目標値 2035年度(令和17年度)
	災害に備えた対策をしている市民の割合(%)	74.1	74.1以上 (増加)

■計画の評価・管理

設定年次における目標指標、効果指標の達成状況、誘導施策や防災の取組施策の施行状況を概ね5年ごとを1つのサイクルとして評価・検証するとともに、必要に応じて誘導区域、誘導施設、誘導施策、目標値等の見直しを実施します。



10. 届出制度

本計画の策定により、立地適正化計画区域内では、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、住宅の建築目的の一定規模以上の開発や、各都市機能誘導区域の区域外における誘導施設の整備を行う場合は市への届出が必要となります。

■ 居住誘導区域外での住宅の開発・建築等

居住誘導区域外での住宅開発等の動向を把握することを目的として、都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、居住誘導区域外で住宅を含む開発行為及び建築行為等を行おうとする場合は、行為に着手する 30 日前までに市へ届出が必要となります。

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ● 1 戸または 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 戸以上の住宅の建築 ● 建築物の改築または用途変更により 3 戸以上の住宅とする場合

■ 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築の動向を把握することを目的として、都市再生特別措置法 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を含む開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の 30 日前まで市へ届出が必要となります。

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物の新築 ● 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ● 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

■ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

都市再生特別措置法第 108 条の 2 の規定に基づき、既にある都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、行為に着手する 30 日前までに市へ届出が必要となります。

誘導施設の休廃止	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
----------	---

逗子市立地適正化計画【概要版】

2024年（令和6年）3月

発行 逗子市

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

Tel : 046-873-1111

HP : <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/>

編集 環境都市部 環境都市課